

平成27年4月1日

## 一般財団法人日本医薬情報センター 一般事業主行動計画

この計画は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された「次世代育成支援対策促進法（平成15年法律第120号）」第12条の規定に基づき、職員が仕事と子育てを両立できるよう職場環境の整備を進めることを目的として策定するものである。

第1 計画期間は、平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間とする。

第2 次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される雇用環境の整備その他の取り組みをいう。）の実施により達成しようとする目標、内容及び実施時期は次のとおりとする。

### 1 雇用環境の整備に関する事項

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

#### <対策>

- ・平成27年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・平成27年7月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2 計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。

男性職員：1人以上取得すること

女性職員：取得率を90%以上とすること

#### <対策>

- ・平成27年4月～ 男性も育児休業が取得できることなど、育児休業等の制度について、内部研修やイントラネット等を活用した周知・啓発の実施

## (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3 平成28年4月までに、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーの徹底方策を実施する。

### <対策>

- ・平成27年7月～ ノー残業デーの徹底方策の検討
- ・平成28年3月 内容の確定、内部研修やイントラネット等を活用した周知

目標4 計画期間内に、1年間における職員1人当たりの年次有給休暇の取得日数平均を10日以上とする。

### <対策>

- ・平成27年7月～ 年次有給休暇を計画的に取得できるような仕組みの検討
- ・平成27年11月～ 仕組みの構築、取得促進についてPRを実施
- ・平成28年1月～ 仕組みの実施

目標5 計画期間内に、夏季における連続休暇制度の他、5月の連休を利用した連続休暇の計画的取得を実施する。

### <対策>

- ・平成27年4月～ 連続休暇の取得促進のPR、計画的取得の実施

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

目標6 計画期間内に、家庭教育への理解と参画の促す観点から、教育委員会やNPO等の協力を得て、家庭教育に関する講習会を開催する。

### <対策>

- ・平成28年10月～ 職員の意向や協力機関等の調査、講習会の内容等の検討
- ・平成29年4月 内容の確定
- ・平成29年10月～ 講習会の開催

以上